都道府県・市町村が実施する指導及び監査の流れ

指導（23条 24条）

- 集団指導 ― 制度管理の適正化指導
  - 指定事務の制度説明
  - 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
  - 介護報酬請求に係る過誤・不正防止
- 実地指導
  - 運営指導（一般指導） ― 著しい運営基準違反が確認された場合（虐待、身体拘束　等）
    - 生命の危険がある場合 → 監査へ変更
    - 生命の危険がない場合 → 一般行政指導（請求に関係すれば過誤調整で処理）
  - 報酬請求指導（一般指導） ― 報酬請求に不正が確認された場合
    - 著しく悪質な請求と認められる場合 → 監査へ変更
    - 上記以外の場合 → 一般行政指導（過誤調整で処理）

監査（70条以降）

- 必要があると認めるとき ― 実地検査
  - ○利用者・家族等からの通報、内部密告
  - ○国保連、地域包括支援センターに寄せられる苦情
  - ○「介護サービス情報の公表」制度に係る報告の未実施情報
  - ○保険者が独自に行う介護給付費分析から特異傾向を示す事業者情報
  - 改善勧告に至らない場合 → 改善報告書
  - 指定基準違反の場合 → 勧告・命令等 → 指定の取消等
  - 指定時点からの基準違反 → 指定の取消等
- 実地指導から監査に変更した場合
  - 著しい運営基準違反（生命の危険がある場合） → 勧告・命令等 → 指定の取消等
  - 著しく悪質な請求の場合（改善の余地がある場合） → 勧告・命令等 → 指定の取消等
  - 指定時点からの指定基準違反又は不正な請求の場合 → 指定の取消等

※この場合不正請求額は、改善勧告に至らない場合については過誤調整、改善勧告を受けた場合については返還金、特に改善命令以上の行政処分を受けた場合には返還金には法第22条に基づく加算金を加える。